

令和4年9月
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

令和4年9月15日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 岩瀬 清 君	3番 瀧口 和男 君
4番 長田 悟 君	5番 戸坂 健一 君	6番 渡辺 ヒロ子 君
7番 狩野 光一 君	8番 久我 恵子 君	9番 佐藤 啓史 君
10番 岩瀬 洋男 君	11番 松崎 栄二 君	12番 丸 昭 君
13番 寺尾 重雄 君	14番 末吉 定夫 君	15番 岩瀬 義信 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 照川 由美子 君	副市長 竹下 正男 君
教育長 岩瀬 好央 君	政策統括監 加藤 正倫 君
副政策統括監 青山 大輔 君	総務課長 平松 等 君
企画課長 高橋 吉造 君	財政課長 軽込 一浩 君
消防防災課長 神戸 哲也 君	税務課長 大野 弥 君
市民課長 岩瀬 由美子 君	高齢者支援課長 渡邊 治 君
福祉課長 水野 伸明 君	生活環境課長 君塚 恒寿 君
都市建設課長 栗原 幸雄 君	農林水産課長 屋代 浩 君
観光商工課長 大森 基彦 君	会計課長 鈴木 和幸 君
学校教育課長 森 庸光 君	生涯学習課長 渡邊 弘則 君
水道課長 窪田 正 君	代表監査委員 浅野 由美子 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 植村 仁 君	議会係長 原 隆宏 君
-------------	-------------

議 事 日 程

議事日程第1号

- 第1 議席の指定及び一部変更
- 第2 諸般の報告
- 第3 行政報告
- 第4 会期の決定
- 第5 会議録署名議員の指名

- 第6 市長の所信表明
- 第7 議案上程・説明・質疑・討論・採決
 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて
 (勝浦市長の給与の特例に関する条例の廃止について)
 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて
 (勝浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度勝浦市一般会計補正予算)
- 第8 議案上程・説明・報告
 議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第54号 勝浦市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び勝浦市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第55号 勝浦市総合計画基本構想の策定について
 議案第56号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
 議案第57号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算
 議案第58号 令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
 議案第59号 令和4年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
 議案第60号 令和4年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
 議案第61号 令和4年度勝浦市水道事業会計補正予算
 議案第62号 決算認定について (令和3年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)
 議案第63号 決算認定について (令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)
 議案第64号 決算認定について (令和3年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)
 議案第65号 決算認定について (令和3年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)
 議案第66号 決算認定について (令和3年度勝浦市水道事業会計決算)
 報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について
 報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について
- 第9 夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 第10 議会運営委員及び常任委員の選任並びに所属変更
- 第11 休会の件

開 会

令和4年9月15日(月) 午前10時01分開会

○議長(末吉定夫君) ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしましたし

た。

これより令和4年9月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知をお願いいたします。

議席の指定及び一部変更

○議長（末吉定夫君） 日程第1、議席の指定及び一部変更を行います。

今回、新たに当選されました岩瀬清君、長田悟君、瀧口和男君、戸部薫君の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、戸部薫君を1番、長田悟君を4番、岩瀬清君を6番、瀧口和男君を13番に指定いたします。

ただいまの4名の議席の指定に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

変更した議席は、お手元に配付した変更議席表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、議席の一部を変更することに決しました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそれぞれお着き願います。

10時10分まで休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時10分 開議

諸般の報告

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。植村事務局長。

〔事務局長 植村 仁君登壇〕

○事務局長（植村 仁君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における市長以下関係者の出席通知、令和4年6月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによって御承知をいただきたいと存じます。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。

去る9月12日、議会運営委員会を開いていただき、御協議をお願いいたしましたので、その

際の答申内容について申し上げます。

今期定例会は、9月15日から10月4日までの20日間とし、本日はこの後、行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名、市長の所信表明と順次お願いし、続いて、議案第50号から第52号 専決処分の承認を求めることについてを上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て採決をお願いします。

続いて、議案第53号から第66号を逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに議案第57号の一般会計補正予算については、担当課長より補足説明を受ける。

次に、報告第4号及び第5号について、市長から報告を受け、続いて監査委員より、議案第62号から第66号までの決算認定についての決算審査意見、報告第4号 財政健全化審査意見及び第5号 経営健全化審査意見の報告をお願いし、1日目は散会する。

2日目の9月16日から5日目の9月19日は、議案調査等のため休会とし、6日目の9月20日及び7日目の9月21日は、いずれも定刻午前10時に開会し、一般質問をお願いします。

なお、通告のありました議員は7名であります。

8日目の9月22日は、定刻午前10時に開会し、議案第53号から第66号までを逐次上程し、質疑を行い、議案第53号から第61号までをそれぞれ所管の常任委員会へ付託する。

また、議案第62号から第66号までの5件の決算認定については、議長が指名する7名の委員をもって構成される決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いします。

続いて、議案第67号から第72号を逐次上程し、市長からの説明を受け、質疑を経て採決をお願いします。

9日目の9月23日から19日目の10月3日までの11日間は、委員会審査等のため休会していただき、この間、9月26日の午前10時に総務文教常任委員会、9月28日の午前10時に産業厚生常任委員会をそれぞれ開いていただき、付託事件の審査をお願いします。

また、9月29日及び30日は、決算審査特別委員会を開いていただき、付託事件の審査をお願いします。

最終日の10月4日は、定刻午前10時から本会議を開いていただき、逐次、議案を上程し、各常任委員長から報告をいただき、質疑・討論を経て採決をお願いします。

続いて、5件の決算認定について、議案を上程し、決算審査特別委員長から報告をいただき、質疑・討論を経て採決をお願いします。

最後に、報告第6号 専決処分の報告について、市長から報告を受け、今期定例会を閉会する。

以上、申し上げます、諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（末吉定夫君） 次に日程第3、行政報告であります。

市長の報告を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） 本日、令和4年9月勝浦市議会定例会を招集し、当面する諸案件について、御審議いただくことといたしました。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

初めに、勝浦市における新型コロナウイルスワクチン接種について、申し上げます。

本市におけるワクチンの接種状況であります。9月12日現在で、3回目のワクチン接種を受けた方は、1万2,947名で、総人口当たりの接種率は80.33%となっています。

そのうち、65歳以上の高齢者の方は6,708名で、高齢者人口当たりの接種率は90.51%であります。

また、4回目のワクチン接種については、国において、接種対象者を60歳以上の方、18歳から59歳までの基礎疾患を有する方、医療従事者の方、高齢者施設等に勤務されている方などに限定している中、4回目の接種を受けた方は6,206名で、総人口当たりの接種率は38.50%となっています。

今後においても、ワクチン接種については、国から示される方針に沿って、引き続き、迅速に対応できる接種体制の構築や、ワクチンの効果への理解を広めるなど、市民の健康と安全を第一に、全力を尽くしてまいります。

次に、海水浴場の開設について、申し上げます。

去る7月16日から8月21日までの37日間、市内4か所の海水浴場を3年ぶりに開設いたしました。

期間中は、市中での新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、8月5日から8月10日までの6日間を遊泳禁止としたものの、各所では、海水浴を楽しむ観光客のにぎわいを久方ぶりに見てとることができました。

入り込み数については、全体で10万555人となり、その内訳として、勝浦中央海水浴場で1万5,597人、鵜原海水浴場で1万3,810人、守谷海水浴場で6万618人及び興津海水浴場で1万530人となりました。

なお、前回開設した令和元年の入込み数19万6,855人と比べると、48.9%の減でありました。

海水浴場については、夏季観光の重要な資源であることから、安全・安心な海水浴場の運営を第一として、引き続き、積極的に取り組んでまいります。

次に、かつうら若潮花火について、申し上げます。

8月12日から8月15日までの4日間、新型コロナウイルス感染防止対策として、以前のかつうら若潮まつりから規模を縮小・分散した形で、勝浦中央海水浴場において、花火の打ち上げを実施し、約2,400人の入り込みがありました。

また、8月14日には、興津湾灯籠流しを開催し、灯籠流しの後、花火の打ち上げを実施した中、約500人の入り込みがありました。

結びに、かつうら海中公園滞在型観光施設「eden」について、申し上げます。

去る7月30日の土曜日、かつうら海中公園滞在型観光施設「eden」がオープンいたしました。

edenは、レストラン、スパエリア、物販コーナー等を併設した、勝浦の海を一望できるオールオーシャンビューの複合施設で、近年の観光ニーズの多様化に合わせた本市の新たな観

光拠点として位置づけるものであります。

オープンから8月末日までの間の入り込み数は、レストランで4,330人、スパエリアでは2,384人となっています。

また、隣接する勝浦海中公園展望塔の8月中の入込み数は、2万2,848人で、これは、平成22年8月の2万4,093人以来、最も多い訪問者数となりました。

今後においても、e d e nを拠点に観光事業者等と連携し、地域の活性化に努めてまいります。

以上で、行政報告を終わります。

会 期 の 決 定

○議長（末吉定夫君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から10月4日までの20日間としたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は20日間と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（末吉定夫君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、長田悟議員及び狩野光一議員を指名いたします。

市 長 の 所 信 表 明

○議長（末吉定夫君） 日程第6、市長の所信表明であります。

市長の所信表明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） 令和4年9月議会の開会に当たりまして、市長就任後、初の議会でございますので、私の市政運営に対しましての所信の一端を述べさせていただきます。

このたびの市長選挙におきまして、多くの市民の皆様から御信任を賜り、市政を担わせていただくこととなりました。

志半ばで御逝去された土屋前市長の御冥福を心よりお祈りし、決意と覚悟を持って、市長の

職務を全うしてまいりたいと考えております。

議員の皆様並びに市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、本市の現状を考えたとき、第1には、急速な人口減少が挙げられます。

国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計によりますと、現在、1万6,000人の人口は、さらに減少傾向が続き、令和27年には8,000人台まで減少するとされています。

これは、産業における活力の減退のみならず、全ての分野にわたって危機感が増しており、今後10年間の施策が奏すかどうかの重要な時期と考えております。

この現状から、明るい方向に流れをつくるため、令和5年度から令和16年度を目標とする新たな総合計画の基本構想をもとに、「安心して産み、育ち、暮らせる環境」を目指し、「子ども・若者・高齢者、誰もが元気に暮らせるまちづくり」を推し進め、1「子どもの未来を拓く」。2「豊かな自然を生かす」。3「住みやすさを実感できる」の3つの視点を重視した施策に取り組んでまいります。

1点目として、子どもの未来を拓く勝浦でありたい。

まず、豊かな自然環境を生かすについてです。

本市の海、山、豊かな自然の懐の中には、多種多様な動植物が生息しています。この環境を生かし、整備することで、市民の皆様はもとより、関係人口の増加につながる都会の子ども、保護者の健康づくり、また、学びの推進に寄与する事業を推進し、人流を促すきっかけをつくりたい。

次に、既存施設を生かすについて。

現在、本市の学校は、小中合わせて6校となっています。また、元勝浦若潮高校、来年度開校を目指している成美学園のほか、元興津中学校、元北中学校などの従前の学校施設があります。加えて、国際武道大学、日本武道館研修センター、東京都の豊島修練会至楽荘、目黒区立学校の児童生徒の体験活動施設である興津自然学園等があります。

これら学舎と、自然体験活動を中心とした事業連携を図ることにより、都市部からの関係人口の増加を目指し、いずれは移住・定住に新たな息吹を吹き込みたいと考えています。

次に、安心して子育てができる行政改革と保育・教育内容の充実についてです。

子どもの誕生から中学校卒業までの子育て一本化を図るために、令和6年度に（仮称）こども未来課を創設いたします。同時に、子ども家庭総合支援拠点、児童福祉と子育て世代包括支援センターの機能は維持した上で、組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援を行う子ども家庭センターの設置に努めてまいります。

2点目として、豊かな自然を生かす勝浦にしたい。

まず、環境の保全と観光魅力アップの視点により、自然環境の保全と同時に、自然環境を活用した体験型の観光に取り組みます。

本市には、海中公園、新たに建設されたeden、県立の海の博物館等があります。これらの施設に加え、伝統と歴史のある朝市のにぎやかさを取り戻すための施策により、観光力の向上につなげてまいります。

次に、市民、観光客も健康アップの視点。

風光明媚な自然環境をベースとした健康づくりを、国際武道大学等と連携して進めてまいります。武道大学生の学びを生かし、ウォーキングコースづくり、市民の皆様、観光客の皆様が、

体力づくり、健康づくりができる環境を整備してまいります。

次に、漁業・農業等の振興についてです。

地場産業の活性化を図り、漁業、水産業にあつては、未利用魚の加工、缶詰や、かつおぶしづくりなど、また、農業にあつては、後継が厳しくなった農地や遊休耕作地等の再活用を進め、6次産業化に取り組んでまいります。

加えて、有害鳥獣対策を見直し、農業への被害を減少させる取組を進めてまいります。

3点目として、住みよさを実感できる勝浦へ向かいたい。

まずは、暮らしの安全確保であります。防災対策は、市民の皆様の日々の暮らしをつかさどる重要ポイントです。高齢者の方が、より安心して暮らせる見守りの在り方を検討していきます。

また、津波対策では、集団避難所の開設に加え、多様な避難の在り方を実現できるよう、様々な方法を検討してまいります。

例えば、海浜地区は山間地区と提携し、津波被害に遭わない世帯での庭先での一次避難など、住民同士の助け合いの仕組みづくりを推進してまいります。

次に、暮らしの利便性アップについて。

買物が困難なことなど、市民の皆様の暮らしの不便さに関する課題を解決することができるサービスの拡充を検討し、進めてまいります。

次に、地元住民、移住者のコミュニケーション進化。

移住者と地元住民がコミュニケーションを図り、両者が手を取り合つて、勝浦をよくする。勝浦に住んでよかつたと感じ取れるようなネットワークづくり、環境づくりを進めてまいりたいと考えます。

ここで、再度、確認いたします。私は、皆さんに伝わりやすくするため、市政運営に当たつての特色を3つの視点に絞り、3項目ずつ述べました。

しかしながら、これらが全てではないことは、言うまでもありません。特色の下には、本市の大きな課題があり、今後の方向性があります。

本会議で御審議いただく総合計画基本構想については、将来都市像の実現に向けた7つの基本方針によるまちづくりと、私の公約との整合性について、庁内会議で確認したところであります。

今後の事業につきましては、コロナ対策とインフラ整備が喫緊の課題となっています。

第1に挙げられるのは、水道事業統合・広域化の実現です。

郡内2市2町で協議している夷隅地域水道事業統合協議会では、副管理者として選任されたところです。

水道事業体の運営基盤強化を図り、本市だけでは解決できない様々な課題に対処し、令和7年度、事業統合開始を目標に取り組んでまいります。

そのほか、ごみ焼却施設の改修、国道・県道・市道の整備、特に松野バイパスの早期完成など、課題は山積しています。

これらの課題解決に向けて、先週は県庁に出向き、知事と2人の副知事、道路対策・災害対策の部長・課長にお目にかかり、明日は国会議員会館、共立メンテナンスに出向き、本市の現状と対策について御理解を深めていただけるよう、努めてまいりたいと考えます。

皆さんとともに知恵を出し合い、心を寄せ合って、「未来に向けて、希望の持てるまちづくり」「安全・安心で生活しやすいまちづくり」「元気に笑顔で、ふれあい・支え合いのあるまちづくり」を目指してまいります。

以上、市長就任に当たりまして、私の所信の一端を申し述べさせていただきました。

独善的にならず、議員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様の貴重な声を拝聴しながら、職員と一丸となって、全身全霊で取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の所信といたします。

○議長（末吉定夫君） これをもって、市長の所信表明を終わります。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（末吉定夫君） 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、既に各議員に配付してありますので、御了承を願います。

それでは日程第7、議案を上程いたします。議案第50号 専決処分の承認を求めることについて、議案第51号 専決処分の承認を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第50号及び議案第51号の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第50号 専決処分の承認を求めることについて、申し上げます。

本案は、勝浦市長の給与の特例に関する条例の廃止について、令和4年7月12日に土屋元勝浦市長が死亡し、条例の適用対象者が不在となったため、去る7月13日に専決処分をいたしましたので、議会に報告し、御承認をいたごうとするものであります。

次に、議案第51号 専決処分の承認を求めることについて、申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が、令和4年4月6日に公布され、同日から施行されたこと、及び勝浦市長が欠けたことに伴う勝浦市長選挙について、公職選挙法に基づく規定の期日において行う必要があることから、勝浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要するため、去る7月19日に専決処分をいたしましたので、議会に報告し、御承認をいたごうとするものであります。

以上で、議案第50号及び議案第51号の提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのですが、発言通告はありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号及び議案第51号、以上2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号及び議案第51号、以上2件につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第50号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第50号は、承認することに決しました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第51号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第51号は、承認することに決しました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第52号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第52号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年度勝浦市一般会計補正予算についてであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であり、勝浦市長選挙及び勝浦市議会議員補欠選挙の実施に要する経費を追加する令和4年度勝浦市一般会計補正予算について、緊急を要するものと認め、去る7月22日に専決処分をいたしましたので、議会に報告し、御承認をいただこうとするものであります。

内容について申し上げますと、歳入歳出予算において、既定予算に3,777万6,000円を追加し、予算総額を131億8,343万7,000円にしたものであります。

以上で、議案第52号の提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号につきましては、委員会の付託

を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第52号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第52号は、承認することに決しました。

議案上程・説明

○議長（末吉定夫君） 日程第8、議案を上程いたします。議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第54号 勝浦市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び勝浦市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第53号から議案第54号までの提案理由を申し上げます。

初めに、議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、令和4年10月1日に施行予定の事項について、本市においても同様の措置を講じるため、本条例において、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容について申し上げますと、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、育児参加のための休暇の対象期間の拡大、及び非常勤職員に係る育児休業の取得要件を緩和しようとするものであります。

次に、議案第54号 勝浦市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び勝浦市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が、令和4年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容について申し上げますと、条文中で引用する規定について、法令改正により項ずれ等が生じていることから、規定の整備をしようとするものであります。

以上で、議案第53号、議案第54号の提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第55号 勝浦市総合計画基本構想の策定について、議案第56号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第55号から議案第56号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第55号 勝浦市総合計画基本構想の策定について、申し上げます。

本案は、平成24年1月に勝浦市総合計画を策定し、まちづくりの基本方針に従い、市政の各分野における施策や事業を展開してまいりましたが、現行の計画が令和4年度末をもって終了することから、令和5年度を初年度とし、令和16年度を目標年次とする新たな総合計画のためのまちづくりの基本理念や市の将来都市像を示すとともに、それらを実現するために必要な施策の大綱を明らかとする基本構想案について、提案するものであります。

また、本案の策定に当たっては、勝浦市総合開発審議会からの答申を受けており、これを踏まえた基本構想案としている旨、申し添えます。

次に、議案第56号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、申し上げます。

本案は、千葉県市町村総合事務組合規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規程及び共同処理する事業に係る共同処理する団体に関する規程について、所要の改正を行うことについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

以上で、議案第55号、議案第56号の提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第57号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算、議案第58号 令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第59号 令和4年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第60号 令和4年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第61号 令和4年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたしますが、11時10分まで休憩といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第57号から議案第61号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第57号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算に2億5,991万5,000円を追加し、予算総額を134億4,335万2,000円にしようとするものであります。

繰越明許費においては、クリーンセンター管理運営経費の維持補修工事について、年度内にその支出が終わらない見込みの額を翌年度に繰り越そうとするものであります。

債務負担行為においては、放課後ルーム運営業務委託の期間を令和4年度から令和7年度まで、限度額2億400万円とし、観光交流施設指定管理委託の期間を令和4年度から令和9年度まで、限度額9,574万円とし、教育委員会に配備する公用車の購入期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額270万7,000円とする3件を追加しようとするものであります。

地方債においては、災害防除事業債ほか2件を追加し、臨時財政対策債ほか1件の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第58号 令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正であります。

事業勘定においては、既定予算から184万8,000円を減額し、予算総額を23億7,382万9,000円にしようとするものであります。

直営診療施設勘定においては、既定予算から9万5,000円を減額し、予算総額を6,290万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第59号 令和4年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算に67万9,000円を追加し、予算総額を3億1,668万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第60号 令和4年度勝浦市介護保険特別会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算において、既定予算に6,419万6,000円を追加し、予算総額を23億2,163万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第61号 令和4年度勝浦市水道事業会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出の補正であります。

収益的支出において、218万6,000円を減額しようとするものであります。

以上で、議案第57号から議案第61号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） この際、担当課長から補足説明を求めます。軽込財政課長。

〔財政課長 軽込一浩君登壇〕

○財政課長（軽込一浩君） それでは、議案第57号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算（第5号）の補足説明を申し上げます。

初めに、5ページをお開き願います。

繰越明許費であります。

4款衛生費、2項清掃費、クリーンセンター管理運営経費、1,442万1,000円につきまして、

クリーンセンター設備・インバーター更新工事において、部品の調達に日数を要しますため、年度内に工事の完了が見込めないことから、翌年度に繰り越そうとするものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

債務負担行為補正でございます。

放課後ルーム運營業務委託につきましては、期間を令和4年度から令和7年度まで、限度額を2億400万円とし、観光交流施設指定管理委託につきましては、期間を令和4年度から令和9年度まで、限度額を9,574万円とし、それぞれ、本年度内に事業者を決定しようとするものでございます。

次の教育委員会公用車購入につきましては、現有車両の更新に当たり、公用車購入事業期間を令和4年度及び令和5年度、限度額を270万7,000円として設定しようとするものでございます。

次に、7ページを御覧願います。

地方債補正であります。こちらは、この後の歳入歳出予算の中で、御説明をさせていただきます。

次に、歳入歳出予算について、事項別明細書により、主なものに関し、説明をさせていただきます。

ページが少し飛びますが、21ページをお開き願います。

初めに、歳入から御説明させていただきます。

10款地方特例交付金でございます。

こちらは、地方特例交付金のうち、右の説明欄にございます個人住民税減収補てん特例交付金について、交付決定額に基づく予算未計上額の計上でございます。

次に、その下、11款地方交付税でございます。

普通交付税につきまして、本年度の交付確定額に基づき、予算未計上額を今回補正するものでございます。

次に、15款国庫支出金、及び、次の22ページ、16款県支出金につきましては、歳出に計上いたしました事務事業に対応する特定財源として計上するものでございます。

なお、22ページ、上段、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、1億895万3,000円を見込み、今回、歳出での12の事業への充当を予定してございます。

なお、これ以降、本交付金につきまして、臨時交付金と略して御説明をさせていただきます。

次に、23ページを御覧願います。

中段の20款繰越金につきましては、前年度繰越金の予算未計上額の一部について、今回の補正財源として計上するものでございます。

次に、24ページをお開き願います。

22款市債につきましては、各種起債充当事業の決算見込み等に伴う計上でございます。

なお、7目臨時財政対策債につきましては、先般、国より示された本年度の発行可能の限度額に基づいての減額でございます。

次に、歳出でございます。

25ページを御覧願います。

1 款議会費でございます。

職員人件費、38万2,000円の計上につきましては、職員の配置転換等に係ります人件費の組替えによるものでございます。

なお、このほかの科目にわたり、今回、予算措置しております職員人件費につきましては、時間外勤務手当を除き、基本として、同様の理由での計上でございますので、御了承願います。

次に、26ページをお開き願います。

2 款総務費であります。

1 項総務管理費、1 目一般管理費の説明欄、マイナポイント事業事務経費、478万2,000円につきましては、国が実施しますマイナポイント事業において、マイナポイント設定支援申込者の増加に即した支援を図るための業務委託料でございます。

この財源として、全額、国庫補助金、マイナポイント事業費補助金の充当を見込んでおります。

次に、27ページを御覧願います。

6 目諸費、若者等定住促進事業、1,000万円につきましては、奨励金及び支援金の申請件数の増加を見込み、追加計上するものでございます。

この財源の一部として、県補助金、U I J ターンによる起業・就業者等創出事業補助金525万円を見込んでおります。

その下の移住・定住促進計画策定事業、275万円につきましては、今後の移住・定住促進施策におきます計画づくりに向けた基礎調査等を実施するための業務委託料の計上でございます。

その下のタクシー事業者支援事業、100万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大及び燃油の高騰により、事業継続に大きな影響を受けたタクシー事業者に対し、事業継続を支援するためのタクシー事業者支援補助金の計上であります。

財源といたしまして、全額、臨時交付金の充当を見込んでおります。

その下の高速バス運行確保維持事業、452万8,000円につきましては、ただいまのタクシー事業者支援補助金と同様の理由によりまして、高速バス運行事業者に対し、事業継続を支援するための事業費の計上でございます。

こちらは、バスの車体に本市PR等のラッピング広告を施し、市の宣伝と併せ、高速バスの利用回復に資するための広告料、及び、本市を経由して運行されている便数に応じた高速バス運行事業者支援補助金の計上でございます。

この財源の一部として、臨時交付金353万2,000円の充当を見込んでございます。

その下のキャッシュレス決済普及促進事業、5,000万円につきましては、市民のデジタル活用及び新しい生活様式に即したキャッシュレス決済の普及促進とともに、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ消費喚起や、観光需要の回復を図るための業務委託料でございます。

財源の一部として、臨時交付金3,503万6,000円を見込んでございます。

次に、29ページをお開き願います。

3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費の説明欄、社会保障・税番号制度事業、185万4,000円につきましては、マイナンバーカードの普及促進に向け、カードの取得申請支援を行うための経費の計上でございます。

財源の一部として、国庫補助金・個人番号カード交付事務費補助金70万8,000円、及び臨時交

付金80万3,000円を見込んでございます。

次に、少しページが飛びまして、34ページをお開き願います。

3款民生費です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の説明欄、感染拡大防止対策事業、1,063万7,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、引き続き換気に努めつつ、適切な室内温度の調整を図るため、経年劣化した「かつうら放課後ルーム」のエアコンを更新する経費の計上でございます。

財源の一部として、臨時交付金745万4,000円を見込んでございます。

続いて、37ページをお開き願います。

4款衛生費でございます。

1項保健衛生費、3目環境衛生費の説明欄、下段、空家対策事業、682万円につきましては、特定空家として認定した串浜共同住宅ほか1棟に係る特定空家等解体撤去工事費の計上でございます。

次に、39ページをお開き願います。

5款農林水産業費です。

1項農業費、3目農業振興費の説明欄、価格高騰対策支援事業、591万3,000円につきましては、価格高騰の続く農業用肥料及び畜産用飼料の購入費用の一部を補助し、長引くコロナ禍において疲弊する農業者の経営の安定を図るための補助金の計上でございます。

財源として、全額、臨時交付金の充当を見込んでございます。

次に、40ページをお開き願います。

2項水産業費、2目水産業振興費の価格高騰対策支援事業、1,000万円につきましては、漁業の操業に要する燃油の価格高騰相当額の一部について補助し、長引くコロナ禍において疲弊する漁業者の経営の安定を図るための補助金の計上でございます。

財源として、全額、臨時交付金の充当を見込んでおります。

次に、41ページを御覧願います。

6款商工費です。

1項商工費、2目商工業振興費の説明欄、プレミアム付商品券事業、2,685万3,000円につきましては、物価の高騰などにより落ち込んでいる個人消費の回復や、地域経済の活性化、並びに市民生活の支援を図るための業務委託料の計上でございます。

財源として、全額、臨時交付金の充当を見込んでおります。

その下の3目観光費の説明欄、観光施設維持管理経費、1,525万7,000円につきましては、八幡岬公園及び官軍塚駐車場、並びに観光道路周辺の景観等の保持を図るため、各箇所の樹木伐採委託料の計上でございます。

財源の一部として、臨時交付金1,069万1,000円を見込んでございます。

その下の地域おこし協力隊活用事業、113万8,000円につきましては、令和5年1月中に任期満了となる地域おこし協力隊員1名の任期期間を延長するに当たり、所要額を追加計上するものでございます。

なお、この事業に係る経費につきましては、一定の金額内におきまして、特別交付税の措置がなされます。

次に、42ページをお開き願います。

同じく、3目観光費の勝浦灯台活用事業、69万9,000円につきましては、観光振興に向けて、本年11月中の3日間、勝浦灯台内部の一般公開を実施するための所要額の計上でございます。

次に、7款土木費でございます。

44ページをお開き願います。

2項道路橋りょう費、4目道路新設改良費の災害防除事業、200万円につきましては、市道墨名部原線に係る災害防除工事費でございます。

財源として、全額、市債・災害防除事業債の起債を見込んでございます。

次に、その下、急傾斜地崩壊対策事業、386万8,000円につきましては、2区域におけます急傾斜地崩壊防止施設維持補修工事費の計上でございます。

財源の一部として、市債・急傾斜地崩壊対策事業債340万円の起債を見込んでございます。

次に、47ページをお開き願います。

8款消防費です。

1項消防費、3目災害対策費、防災アプリ整備・管理事業、550万円につきましては、市民から、被災箇所などの情報を防災アプリで発信・報告できる機能を「かつうらメイト」に追加するための業務委託料の計上でございます。

財源の一部として、臨時交付金385万4,000円の充当を見込んでございます。

次に、避難所等感染症対策事業、412万4,000円につきましては、避難所の開設時におけます感染症対策の一環として、簡易型トイレを配備し、トイレを増設するための災害用備品購入費の計上でございます。

財源の一部として、臨時交付金289万円の充当を見込んでおります。

次に、災害廃棄物仮置き場整備事業、391万6,000円につきましては、市の防災計画に災害ごみ仮置き場と位置づけた旧大森粗大ごみ捨て場について、場内での大型重機の動線整備を図るための整備工事費の計上でございます。

次に、48ページをお開き願います。

9款教育費です。

下段の2項小学校費、1目学校管理費の小学校管理運営経費、185万7,000円につきましては、児童の成績処理などの学校校務でデジタル化を推進し、効率的な校務事務を図るためのシステム導入・運営経費として、校務支援システム使用料を計上するほか、老朽化した学校備品更新のための学校用備品購入費の計上でございます。

次に、49ページを御覧願います。

2目教育振興費の興津小学校教育振興経費、10万3,000円につきましては、心のバリアフリー教育事業の実施に要する経費のほか、次の豊浜小学校教育振興経費2万8,000円と併せ、興津小学校、豊浜小学校の合同で実施するキャリア教育事業に係る経費の計上であります。

なお、心のバリアフリー教育事業の財源の一部として、県補助金、心のバリアフリー教育推進事業補助金、7万円を見込んでおります。

次に、3項中学校費、1目学校管理費の中学校管理運営経費、387万9,000円につきましては、小学校費同様、校務支援システム使用料の計上のほか、光熱水費、体育館床修繕料の計上でございます。

次に、50ページをお開き願います。

4項社会教育費、3目芸術文化交流センター費の説明欄、51ページに続きまして、感染拡大防止対策事業、132万3,000円につきましては、コロナ禍において増加するオンライン会議の需要に対応するため、大型モニター2台の導入を図る交流センター備品購入費の計上であります。財源の一部として、臨時交付金92万7,000円の充当を見込んでおります。

次に、53ページをお開き願います。

10款災害復旧費であります。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう等災害復旧費の道路橋りょう等災害復旧事業、1,977万6,000円につきましては、今年5月の大雨により被災した市道2路線の道路災害復旧工事費1,777万6,000円の追加計上とともに、今後の備えとして、災害発生時の応急復旧のため、同科目に100万円を積み増し、同じく河川災害復旧工事費に100万円を計上するものでございます。

なお、道路災害復旧工事費の財源の一部として、国庫負担金319万8,000円、市債・現年発生補助災害復旧事業債150万円、現年発生単独災害復旧事業債1,290万円の起債を見込んでおります。

以上をもちまして、議案第57号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算（第5号）の補足説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） これをもちまして、市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第62号ないし議案第66号、以上5件を一括議題といたします。本案は、いずれも決算認定についてであります。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第62号から議案第66号まで、以上5件の決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

この5件の議案は、いずれも令和3年度の各会計決算であり、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会の認定に付するため提案したものであります。

初めに、議案第62号について、申し上げます。

本案は、令和3年度勝浦市一般会計歳入歳出決算であります。

令和3年度の本市の財政運営につきましては、勝浦市総合計画・後期基本計画及び第4次実施計画に掲げた各事業を総括的に進めたほか、地方創生総合戦略に関する事業を主体として実施しました。

そのような中、歳入については、その根幹であります市税等の自主財源の確保に努める一方で、歳出面では、限られた財源の効率的な執行に留意し、各事業を実施しました。

第1に「子育て・教育環境の向上と充実」として、新型コロナの影響を踏まえた子育て世帯への臨時的な給付金などの実施、第2に「産業振興・企業誘致・就業支援による働く場の確

保」として、勝浦漁港の高度衛生管理荷さばき所を整備する拠点漁港機能強化事業などの実施、第3に「観光による交流人口の拡大、移住・定住の促進」として、若者等定住促進事業などの実施、第4に「地域交流・地域振興の促進」として、まちづくり活動推進事業などを実施しました。

そのほか、快適で安全な暮らしのための基盤整備として、防災行政無線デジタル化に係る改修工事を実施するなど、行政全般にわたる施策事業の推進により、市民福祉の維持向上を図りました。

その結果、決算規模は歳入で、137億1,306万9,623円、歳出で、131億6,906万3,824円であります。

歳入歳出差引残額は、5億4,400万5,799円となりました。

次に、議案第63号について申し上げます。

本件は、令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算であります。

まず、事業勘定について申し上げます。

決算規模は、歳入で、24億7,821万8,360円、歳出で、23億4,811万8,151円であります。

歳入歳出差引残額は、1億3,010万209円となりました。

次に、直営診療施設勘定について申し上げます。

決算規模は、歳入で、5,850万8,653円、歳出で、5,796万6,024円であります。

歳入歳出差引残額は、54万2,629円となりました。

次に、議案第64号について申し上げます。

本件は、令和3年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入で、2億8,902万8,321円、歳出で、2億8,734万1,033円であります。

歳入歳出差引残額は、168万7,288円となりました。

次に、議案第65号について申し上げます。

本件は、令和3年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入で、23億4,305万6,176円、歳出で、22億8,017万9,569円であります。

歳入歳出差引残額は、6,287万6,607円となりました。

次に、議案第66号について申し上げます。

本案は、令和3年度勝浦市水道事業会計決算の認定であります。

令和3年度水道事業の業務状況につきましては、年間総給水量290万3,940立方メートル、1日最大給水量9,730立方メートル、1日平均給水量7,956立方メートルとなっています。

次に、経理状況について申し上げますと、収益的収入及び支出におきましては、水道事業収益7億2,259万1,251円に対し、水道事業費用7億3,892万659円で、1,632万9,408円の純損失が生じました。

また、資本的収入及び支出におきましては、資本的収入4,091万900円に対し、資本的支出は、1億4,165万7,646円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の1億74万6,746円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額265万4,960円、過年度分損益勘定留保資金3,347万9,447円、及び当年度分損益勘定留保資金6,461万2,339円で補てんいたしました。

以上で、議案第62号から議案第66号までの提案理由の説明を終わります。

報 告

○議長（末吉定夫君） 次に、報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について、報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、以上2件について、市長の報告を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました報告第4号及び報告第5号について、申し上げます。

初めに、報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について、申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告であります。

令和3年度一般会計等の歳入歳出決算に伴い、同法第2条に規定する健全化判断比率を算定したものであり、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによって御了承いただきたいと存じます。

次に、報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告であります。

令和3年度勝浦市水道事業会計決算に伴い、同法第22条第2項の規定により資金不足比率を算定したもので、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましても、報告書に示したとおりでありますので、これによって御承いただきたいと存じます。

以上で、報告第4号及び報告第5号の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第62号ないし議案第66号の決算認定につきましての提案理由の説明、並びに報告第4号及び報告第5号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、資金不足比率についての報告がなされたので、本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。浅野代表監査委員。

〔代表監査委員 浅野由美子君登壇〕

○代表監査委員（浅野由美子君） ただいま議長から御指名がございましたので、令和3年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運用状況、並びに財政健全化に係る審査につきまして、松崎監査委員ともども慎重に審査いたしました結果について、御報告いたします。

初めに、審査に付されました勝浦市一般会計及び各特別会計の決算、基金運用状況について申し上げます。

各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等が、関係法令に準拠して作成されているか。予算の執行は適正に行われたか。計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等は、いずれも法令に準拠して作成され、予算の執行は、所期の目的に沿い、適法かつ適正に執行されており、計数も正確で、決算及び基金の運用は適正なものと認められました。

続きまして、勝浦市水道事業会計の決算について申し上げます。

審査に付されました勝浦市水道事業会計の決算書及び附属書類が、関係法令に準拠して作成されているか。経営活動が、地方公営企業法に規定する基本原則に基づき、目的どおり執行されているか。計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、水道事業会計の決算書及び附属書類は、いずれも法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状況は適正な表示の上、経営活動は基本原則に基づき、目的どおり執行され、計数も正確で、決算は適正なものと認められました。

なお、各会計の決算の概要につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書の中で申し述べてありますので、これにより御承知くださいますよう、お願い申し上げます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によります勝浦市財政健全化審査及び勝浦市経営健全化審査を実施いたしましたので、御報告申し上げます。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。

審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

続きまして、水道事業会計の経営健全化審査について申し上げます。

審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、財政健全化審査及び経営健全化審査の概要につきましては、お手元に配付してあります財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の中で申し述べてありますので、これにより御承知くださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和3年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運

用状況並びに財政健全化に係る審査結果についての報告を終わります。

○議長（末吉定夫君） これをもって、報告を終わります。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（末吉定夫君） 日程第9、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約第7条第3項の規定により、組合議員が欠けたときは、欠員を生じた関係市町において、直ちに補欠選挙を行わなければならないとなっておりますので、欠員の1名を当選人といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員に私、末吉定夫を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました私、末吉定夫を夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました私、末吉定夫が夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選しました。

議会運営委員及び常任委員の選任並びに所属変更

○議長（末吉定夫君） 日程第10、議会運営委員及び常任委員の選任並びに所属変更を行います。

各委員の選任及び所属変更につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員及び常任委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任及び所属変更することに決しました。

休 会 の 件

○議長（末吉定夫君） 日程第11、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月16日から9月19日までの4日間は、議案調査等のため休会したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よつて、明9月16日から19日までの4日間は、休会することに決しました。

散 会

○議長（末吉定夫君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

9月20日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願ひます。

本日は、これをもって散会いたします。御苦勞さまでございました。

午後1時09分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議席の指定及び一部変更
1. 諸般の報告
1. 行政報告
1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 市長の所信表明
1. 議案第50号～議案第52号の総括審議
1. 議案第53号～議案第66号の上程・説明
1. 報告第4号～報告第6号の報告
1. 夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
1. 議会運営委員及び常任委員の選任並びに所属変更
1. 休会の件